

災害時における物的資源等の協力に関する協定書

松戸市（以下「甲」という。）と公益社団法人松戸青年会議所（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松戸市において災害が発生した時に、甲の要請に基づいて乙が迅速かつ的確に物的資源等の相互協力ができるように、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。また、その他の同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合をいう。

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ協力業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（協力等の内容）

第4条 協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 松戸市災害対策本部の発動に伴い、これの要請に応じ物的資源等の支援協力
- (2) 甲及び乙で、被災状況及び災害復旧のための情報の収集および共有

（協力の要請の方法）

第5条 甲は、乙に協力の要請を行うに当たっては対策の内容、日時、場所、その他必要事項等を明らかにして、文書により行うものとする。但し、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、速やかに乙の社員等を動員するものとする。但し、乙の社員等のみで対応できないときは、甲乙協議の上、社員等以外の協力者にも動員を要請することができるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙の社員等が協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。また、経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（資料の交換及び協議）

第8条 甲、乙は、この協議に基づく業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画

(2) 避難場所に関する情報

(3) その他、必要な事項

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく本協定書の履行に関連して知り得た相手方の業務上の秘密を、本契約の契約期間中及び契約終了後も第三者に開示しないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間の満了の日から3ヶ月前までに、甲又は乙から書面による協定の解除等の意思表示がないときは、1年間延長されるものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定は、平成25年12月16日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 25年 12月 16日

甲

松戸市根本389番地の5

松戸市

松戸市長 本郷谷 健次

乙

松戸市松戸2060番地

公益社団法人 松戸青年会議所

理事長 富永 桂明